

監査公表第10号（平成28年4月22日、県公報第3787号登載）

県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（平成27年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査結果の報告（平成27年11月9日27監総第473号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年4月22日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	縣善彦

福岡県監査委員 山下芳郎殿
同 伊藤龍峰殿
同 行正晴實殿
同 縣 善彦殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成27年11月9日27監総第473号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	宅建取引主任者資格登録簿登録手数料及び建設業許可証明手数料において、領収証紙の消印が漏れていた。	消印漏れについてはチェック機能を強化することにより、再発防止を図る。
	工事請負変更契約において、請負率を誤ったため、契約額が過小となっていた。	積算業務において、チェックシートの活用により確実なチェックができるように体制を強化することで、積算誤りの防止に努める。 また、研修や会議等にて、会計検査・監査での指摘事項や違算例などについて周知を行うことで、再発防止を図る。